

Seishin Kanko

2025年度

# 運輸安全報告書



本報告書は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき安全確保の取組及び安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解いただくために公表するものがあります。

## 1. 「安全に関する基本方針」

- 1 輸送の安全確保が、旅客自動車運送事業者最大の使命であることを深く認識し社長以下、全社員が一丸となって安全確保に取り組むことが最大の責務である。
- 2 旅客自動車運送事業者の責務として、輸送の安全に関する法令・規則を順守し安全こそが最も重要なサービスあることを社員全員が深く認識し輸送の安全に努める。
- 3 輸送の安全を確保するための目標を定め、それに関する情報を積極的に公表し、お客様に安心と信頼を提供する。

2026年4月1日

セイン観光バス株式会社

## 2. 「輸送の安全に関する重点施策」

輸送の安全に関する基本方針に基づき、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

- 1 安全運行に係わる乗務員を対象に、安全教育を年間を通じて実施し、安全に対する意識の向上を図ります。
- 2 健康起因による事故を防ぐため、年2回の健康診断を行い、高血圧、心疾患睡眠時無呼吸症候群、脳MRI、眼底検査等の精密検査を受けさせ、所見のある者に対して乗務に関する意見を聴取する。
- 3 輸送の安全に関する連絡体制を確立し、必要な情報と伝達を行う。
- 4 社長及び安全管理要員は、乗務員とのコミュニケーションを広く図り安全に関する意見をボトムアップする。

### 3. 「輸送の安全に関する情報」

2025年度に定めた安全目標と達成状況は次のとおりです。

事故内容	目標	目標達成状況	結果	備考
重大事故（死傷・転落・火災）	0件	0件	○	
有責人身事故	0件	0件	○	
健康起因事故	0件	0件	○	
有責対物事故	3件	2件	○	物損事故2件
自損事故	3件	3件	○	軽微な自損事故2件

自動車事故報告規則に該当する事故 0件  
行政処分等の公表 0件



### 4. 「2026年度の安全目標」

事故内容	目標
重大事故（死傷・転落・火災）	0件
有責人身事故	0件
健康起因事故	0件
有責対物事故	3件
自損事故	3件

2026年度の安全目標を達成するため、運転者の安全教育に一層の力を入れ取り組むとともに、健康管理にも十分な配慮と指導を行ってまいります。

### 5. 「乗務員への安全教育」

MS&ADインターリスク総研の交通アドバイザーによるセイシン観光バス安全運転せになー開催
1 貸切バスの事故現状(2024年度事故発生統計)
2 交通事故にともなう責任等(民事・刑事・道義)
3 当社における事故発生状況
5 危険の予知と回避の対処



#### 「救急救命講習」

千代田消防署において実施
意識不明者に対しての処置
AEDの適切な使用方法
胸部圧迫の訓練等

## 7.「乗務員実技訓練の記録」

「救急救命講習・AEDの使用方法」



「非常扉からの脱出訓練」



「積雪路でのタイヤチェーン着脱訓練」



「非常時の訓練(発煙筒使用方法)」



「リフトバス付バス車椅子乗降訓練」



「勾配の急な坂道での走行訓練」



## 8. 「輸送の安全確保のための計画と実行」

---

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Du Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

---

## 9. 「乗務員に対し実施する安全教育」

- ① 事業用自動車を運転する心構え。
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項。
- ③ 事業用自動車の構造上の特性。
- ④ 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項。
- ⑤ 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項。
- ⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況。
- ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処法。
- ⑧ 運転者の運転適正に応じた安全運転。
- ⑨ 交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処。
- ⑩ 健康管理の重要性。
- ⑪ 異常気象時における対処法。
- ⑫ 非常信号用具、非常口、消火器の取扱い。
- ⑬ 安全性の向上を図るための装置を備える自動車の適切な運転方法。
- ⑭ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性に応じた運転。

---

## 10. 安全管理規定・安全統括管理者選任



# 安全管理規程

セイシン観光バス株式会社

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

- 第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

- 第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

##### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

##### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した

場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

平成25年10月1日 改定

# 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款

## [目次]

第1章 総則 [第1条、第2条]	一部改正 国土交通省告示第 361号 平成17年 3月29日	一部改正 国土交通省告示第1405号 令和 2年11月27日
第2章 運送の引受け及び乗車券 [第3条-第10条]	一部改正 国土交通省告示第 569号 平成20年 5月12日	一部改正 国土交通省告示第 348号 令和6年 4月 1日
第3章 運賃及び料金 [第11条-第14条]	一部改正 国土交通省告示第 429号 平成31年 3月27日	一部改正 国土交通省告示第1122号 令和6年 8月30日
第4章 特殊な取扱い [第15条-第19条]		
第5章 責任 [第20条-第23条]		
第6章 旅行者との関係 [第24条-第26条]		

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

- 第1条 当社の経営する一般旅客自動車運送事業(国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客運送を行う場合を除く。)に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
- 2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 2 当社には、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の代表者の選任を求めることがあります。

## 第2章 運送の引受及び乗車券

### (運送の引受)

- 第3条 当社は、次条規定により運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限する場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

#### 第4条 運送の引受及び乗車券

### (運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う処置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持ち込み禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が第4条の2第3項又は第4項規定により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき。
- (10) 旅客が付添人に伴われていない小児であるとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(要入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

### (手回り品の持ち込みの制限)

- 第4条の2 旅客は第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

- 2 当社は、旅客の手回り品(旅客の携行する物品をいう。以下同じ。)の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回り品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。
- 4 当社は、旅客が第2講の規定による求めに応じた場合においてその手回り品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。

### (運送の申込み)

- 第5条 当社に旅客の運送を申し込むものは、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先。
- (2) 当社と運送契約を結ぶ者(以下契約責任者という)の氏名又は名称及び住所。
- (3) 旅客の団体の名称。
- (4) 乗車申込み人員。

## 第3章 運賃及び料金

一部改正 国土交通省告示第1122号  
令和 6年 8月 30日

### (運賃及び料金)

- 第11条 当社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります。

### (運賃の割引及び割増し)

- 第12条 当社は、次のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところにより運賃を割引ます。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を提出したもの。
- (2) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項の規定による施設に收容されている者の団体で当該施設、責任者が引率し、かつ、当該施設の長の発行する証明書を提出したもの。
- 2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届出たところより、区間若しくは期間を限り又は一定の旅客に対して、運賃を割引ます。
- 3 当社は、地方運輸局長に届出たところにより、特別な設備を施した車両を使用する場合等には、運賃の割増をします。

### (運賃及び料金の支払い時期)

- 第13条 当社は、契約責任者に対して、第5条第1項の運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額のそれぞれ支払うよう求めます。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払い時期について特別の定めをすることがあります。

- (1) 官公署
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校
- (3) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設。
- (4) 当社と常時取引のある者。

### (運送に関連する経費)

- 第14条) ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は契約責任者の負担とします。

## 第4章 特殊な取扱い

### (違約料)

- 第15条 当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から次の区分による違約料を申し受けます。
- 配車の14日前から8日前まで 所定の運賃及び料金の20%に相当する額
- 配車日の7日前から配車日時24時間前まで 所定の運賃及び料金の30%に相当する額
- 配車日時の24時間前以降 所定の運賃及び料金の50%に相当する額
- 2 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。
- 3 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から収受した運賃及び料金があるときは、

- (5)乗車定員別又は車種別の車両数。
- (6)配車の日時及び場所。
- (7)旅行の日程(出発時刻、到着予定時刻、目的地、主たる経由地、主たる経過地、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他車両に関連するもの。)
- (8)運賃の支払い方法。
- (9)第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨。
- (10)特約事項があるときは、その内容。

- 2 前項第9号に該当する場合には、第1項の運送申込書に所定の証明書を添付しなければなりません。
- 3 第1項の場合(同項第9号に該当する場合を除く。)において、当社が電磁的(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を定めているときは、第1項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該申込者は当該運送申込書を提出したものとみなします。

#### (運送契約の成立)

- 第6条 当社は、前条第1項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、第13条1項の規定により、運賃及び料金の支払いを求めます。
- 2 当社は、第13条第1項の規定により、所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、前条第1項各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した当社所定の乗車券(以下「乗車券」という。)を発行しこれを契約責任者に交付します。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、当社が運賃及び料金の支払い時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。
  - 4 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。

#### (運送契約の内容の変更等)

- 第7条 運送契約の成立後において、契約責任者が第5条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾を求めなければなりません。ただし、緊急の場合及び当社の認める場合は書面の提出を要しません。
- 2 当社は前項の場合において、変更しようとする事項が当初と著しく相異なる場合その他運行上の支障がある場合には、その変更を承諾しないことがあります。
  - 3 当社は、車両の故障その他緊急やむを得ない事由により、契約された運送を行い得ない場合は、運送契約を解除し、または契約責任者の承諾を得て運送契約の内容を変更することがあります。
  - 4 当社は、第1項又は前項の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更が生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の書き換えをおこないます。
  - 5 第1項の場合において、当社が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法をさだめているときは、第1項の書面の提出に代えて、当社の承諾を電磁的方法により求めることができます。この場合において、当該契約責任者は「当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

#### (乗車券の所持等)

- 第8条 旅客は、乗車券を所持しなければ、乗車できません。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りではありません。
- 2 旅客は、当社の係員が乗車券の記載事項を確認するため、乗車券の提示求めたときは、これに応じなければなりません。
  - 3 第12条第1項の規定により運賃の割引を受ける旅客は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の提示を求めたときには、これに応じなければなりません。

#### 乗車券の再発行)

- 第9条 当社は、乗車券を契約責任者若しくは旅客が紛失した場合又は契約責任者に交付した乗車券が災害その他の事故により滅失した場合には、契約責任者の請求により、配車の日の前日において乗車券の再発行に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失又は滅失による再発行である旨を明示します。

#### (乗車券の無効)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。
- (1)不正に使用しようとしたもの。
  - (2)不正の手段により取得したもの。
  - (3)解約に係るもの。
  - (4)書き換え又は再発行した場合の原券。

これを違約料に充当することがあります。

- 4 当社は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更の変更
- 5 前4項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

#### (配車日時に旅客が乗車しない場合)

- 第16条 当社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。
- 2 前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しません。

#### (運送継続拒絶の場合)

- 第17条 旅客が第4条各号(第5号を除く)の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

#### (異常気象時等における処置)

- 第18条 当社は、天災その他の事由により輸送の安全確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一次待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

#### (運賃及び料金の清算)

- 第19条 当社は、運行行程の変更その他の事由により(回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く)により運賃又は料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて運賃及び料金の追徴又は払い戻しの処置を講じます。
- 2 当社は、自動車の故障その他当社の責に帰すべき事由により、当社の自動車の運行を中止したときは、次の区分により、運賃及び料金の払い戻しをします。
    - (1)目的地の一部にも到着しなかった場合、すでに収受した運賃及び料金の全額
    - (2)(1)以外の場合、運行を中止した区間に係る運賃及び料金の額
  - 3 前項の場合において、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときは、前項の規定は適用しません。

## 第5章 責任

#### (旅客に対する責任)

- 第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りです。
- 第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- 第22条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。
- 第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

## 第6章 旅行業者との関係

#### (旅行業者との関係の明示)

- 第24条 当社は、旅行業者から旅客の運送の申込みがあった場合には当該旅行業者と旅客又は契約責任者の関係を次の区分により明確にするように求めます。

- (1)企画旅行
- (2)手配旅行

#### (企画旅行の場合の取扱い)

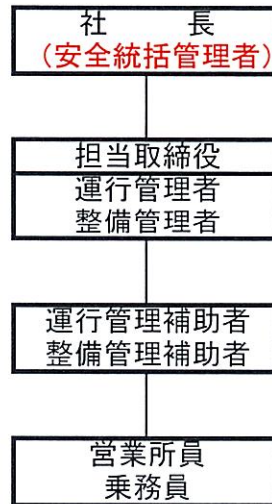
- 第25条 当社は、旅行業者が旅行の実施のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結びます。

#### [手配旅行の場合の取扱い]

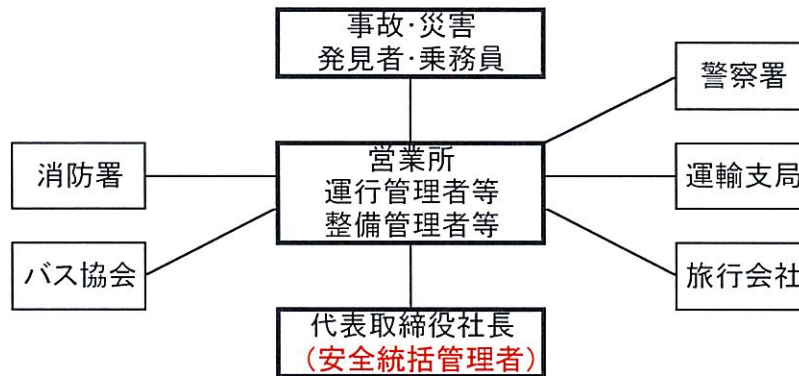
- 第26条 当社は、旅行業者が手配のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者に手配旅行の実施を以てした者と運送契約を結びます。この場合において、当該旅行業者が手配旅行を依頼した者の代理人となるときは、当該旅行業者に対し、代理人であることの立証を求めることがあります。

## 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

安全管理体制図



事故・災害等に関する報告連絡体制図



# 「輸送の安全に関する社内規定」

## 【輸送の安全を確保するために定める社内規定】

1. 発車時(後退時を含む)の安全確認の徹底 (駐車場や構内等での時速10キロ以下の低速域での事故が最も多い)
  - ① 指差し確認「発車の際、左右のミラー及びアンダーミラーを確実に指差し確認」。
  - ② 座席から身体を起し、ミラーに映らない死角をの部分を目視で確認。
  - ③ 後退時、ガイドの下車誘導の徹底、ワンマンの場合は下車して周囲の安全を確認。
  - ④ 車内事故を防ぐため、シートベルトの着用案内を発車前に必ずする。
2. 交差点での安全確認
  - ① 黄色信号での進入は厳禁、進行方向の歩行者信号点滅時には速度を緩め停止の準備をする。
  - ② 右折時には、交差点の中心で一時停止し対向車と右方向の安全を確認し徐行し進む。
  - ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ず一時停止し、左後方の安全を確認した後、徐行して進む。
  - ④ 交差点で赤信号で停止し、青信号で発進する際は、歩行者の有無を確認する、歩行者用の信号が点滅し始めてから急いで渡ろうとし、途中で赤信号になっても渡りきれない人がいる。
3. 横断歩道の安全確認
  - ① 横断歩道の手前では、速度を落とし横断使用トする人や自転車の有無を確認。
  - ② 信号機の無い交差点で、横断歩道を渡ろうとする人がいた場合は、停止線の手前で停止し、対向車にパッシングライトを点滅し歩行者が渡ることを知らせる。
4. 速度と車間距離
  - ① 走行中は、速度に応じた車間距離を保ち安全速度を維持する。
  - ② 高速道路での巡航速度は、90~95キロとし、車間距離は80メートル以上とする。追越等で速度を上げる場合も100キロを上限とし、追越が終わり次第速やかに走行車線に戻り巡航速度に戻す。
  - ③ 一般道路では、法定速度を遵守し、車間距離を十分とり安全運転に徹する。
5. 危険を予知した運転
  - ① かもしれない運転に徹し、だろろ運転との決別、信号の無い交差点、歩道が無く民家が立ち並ぶ道路は特に注意する、人や自転車の飛び出しがあるかも知れないと言う意識を常に持ち容易に止まれる速度で走行する。
  - ② 駐停車禁止の場所や他の交通の妨害になるような危険が予測される場所での乗降は一切禁止。
6. 防衛三原則の徹底
  - ① 危険予知運転：進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集し他人の事故に巻き込まれない。
  - ② 遵法運転：運転は常に道路の速度規制及び交通の規制を遵守するとともに、天候に応じた安全速度で走行し、自らの責任事故を起さない。
  - ③ 防衛運転：安全を確保するため、相手の不法不当行為には対向せず不本意であっても自らの権利を放棄し思いやりの気道で譲歩する。

# 貸切バス初任運転者運転実技技能訓練記録①

社長



運行管理者



2026年

当該運転者名		訓練目的	訓練車種	
望月泰宏		新規採用のための実技訓練（経験なし）	大型	
訓練実施日	指導実施者	訓練実施コース	訓練時間	安全性評価
2026 1/12	青松健一	車庫=(国1)=中島=(国150)=清水港=(国150)=高松=(県道)=	5:17	良
		柚木=(国1)=車庫(休憩)		
		車庫=(国1BP)=菊川IC=静岡空港(休憩)=(国150)=中島=(県道)		
		=車庫		
2026 1/13	青松健一	車庫=スクールバス小鹿コース(2周)=車庫(休憩)	6:07	良
		車庫=(国1BP)=向谷IC=(旧国1)=島田駅=六合駅=藤枝駅=		
		西焼津駅=焼津駅=(国150)=静岡駅(休憩)=車庫		
2026 1/14	青松健一	車庫=スクールバス田町コース2周=車庫(休憩)	5:58	良
		車庫=(県道)=清水=(国1BP)=新富士駅=富士駅=(旧国1)=		
		清水駅=(休憩)=三保=(県道)=車庫		
2026 1/15	青松健一	車庫=スクールバス小鹿コース=スクールバス田町コース=	5:31	良
		車庫(休憩)		
		車庫=(国1BP)=瀬名IC=牧ヶ谷IC=長崎IC=(県道)=日本平パーク		
		ウェイ清水=日本平(休憩)=日本平パークウェイ静岡=(県道)= 駿府城=車庫		
2026 1/20	青松健一	車庫=日本平パークウェイ静岡=日本平=日本平パークウェイ	2:16	良
		清水2往復=日本平P(休憩)=日本平パークウェイ静岡=車庫		
2026 1/21	小澤智教	車庫=(新東名)=清水PA=駿河湾沼津SA(休憩)=長泉沼津IC=	4:54	良
	岡田 勉	大場函南IC=熱函道路=熱海市街=熱函道路=大場函南IC=		
	朝波章二	長泉沼津IC=(新東名)=駿河湾沼津SA=清水PA(休憩)(駐車練習)		
		=新静岡IC=車庫		
		<b>実技訓練総時間</b>	<b>30 : 03</b>	

## 貸切バス初任運転者運転実技技能訓練記録②

社長



運行管理者



2026年

当該運転者名		訓練目的	訓練車種	
望月泰宏		新規採用のための実技訓練（経験なし）	大型	
訓練実施日	指導実施者	訓練実施内容	訓練時間	安全性評価
2026 1/12	青松健一	・バイパス道・国道	5:17	良
		幅員の広い直線道路で大型車の車両感覚を掴み等速運転の訓練		
		車庫での駐車訓練		
2026 1/13	青松健一	・スクールバスコース1・島田駅～静岡駅各駅	6:07	良
		常時運行するスクールバスコース1、営業区域内主要駅を回り		
		ルートを覚え、一般道,BP道走行で車両感覚を掴み等速運転の訓練		
		隘路での障害物注意、対向車との離合、車庫での駐車訓練		
2026 1/14	青松健一	・スクールバスコース2・新富士駅～清水駅各駅・三保	5:58	良
		常時運行するスクールバスコース2、営業区域内主要駅を回り		
		ルートを覚え、一般道,BP道走行で車両感覚を掴み等速運転の訓練		
		市内主要観光地へのアクセス、乗降場、駐車場を覚える		
2026 1/15	青松健一	・スクールバスコース1.2・日本平・駿府城・BP道	5:31	良
		スクールバスコースを走り乗降場を覚える		
		BP道ICでの加速合流、減速流出、等速運転の練習		
		市内主要観光地へのアクセス、乗降場、駐車場を覚える		
2026 1/20	青松健一	・日本平パークウェイ	2:16	良
		比較的勾配のきつくない山道での走行訓練		
		路肩障害物、頭上障害物への注意しながらの走行訓練		
2026 1/21	小澤智教	・高速道路・SA・熱海（熱函道路）	4:54	良
	岡田 勉	高速道での加速、合流、進路変更など走行訓練、SAでの駐車		
	朝波章二	訓練。勾配の急な坂道のブレーキ、排気ブレーキ、坂道発進などの		
		走行訓練、 交通量の多い市街地の走行訓練		
		<b>実技訓練総時間</b>	<b>30 : 03</b>	

## 初任者教習実車を用いた指導

グッドラーニングの指導テキストを参考に実車を用いて指導



## ドラレコ画像を使用した初任者教習

初任運転士本人が運転したドラレコ画像を使用して教習

